

海外婦人労働資料第十四号

婦人の賃金に関する各国の規定

国際労働事務局発行

可法と婦人労働法（一九三九年）より

労働省婦人少年局

[illegible]

[illegible]

国	所世の報酬の 同等に關する 法律規定	最 低 賃 金 確 定		最低賃金の次 等と關する 基本規定、則	法律で最低賃金 規定と婦人のみに 規定している職業	賃 金 確 定 の 重 用		最低賃金確定 委員に於ける 婦人の代表
		同々而世に適用	婦人のみに適用			専ら婦人のみに定め られている職業	専ら前項に規定する 場合の専ら婦人のみに 定められている職業	
ポリアニア		○最低賃金に關する一 九三七・三・一の最 高命令		○最低賃金の適用の 項を参照			ひきつらざる受ける 一切の賃金に於ける 給する建屋とあり て前項につき一〇一最 率を明確に定めらる (2) 婦人、男子の比率 りきつらざる受ける と受けるに於ける 男子より低いと受 けることあり	
フランス	世に於けることと 同一の同一賃金 (前二項に於ける婦人 の賃金に關する一五三 五・五・一と受ける二四 一七号の一項及び一九 三三・七・二の受ける 第一二二項)							
ブルガリア		の適用に關する一 九三六が五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用					雇主と労働者の間の 賃金の適用に關する 規定に於ける、その或る ものは前項の同一賃金 とあつては、年々、 増大するものと受 ける。最低賃金を定め る。	
カナダ		○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用	○アルバータ一 九三五・五・五の受ける 命令、賃金は同様に 定め、最低賃金に あつては、年々、 増大するものと (2) 雇主と労働者の 間の一九三七・二四 一七の適用

[illegible]

國 名	商性の報酬の 基準に因する 規定	賃金規定と規定し得る事項		最低賃金の 決定に因する 基本原則	規定の最低賃金 決定し得る職業	賃金規定の適用		最低賃金違反 の罰則
		男性に適用	婦人のみに適用			率の婦人のみに適用 され得る職業	率の適用に支障を與へ得る 場合の例外の率の適用の制限	
ドイツ		(1) 雇用條子の規定に因し一九三四年一月一日迄に長き労働時間せよと規定し得るもの共同決定された種々の共同決定 (2) 業内規則に因する一九三四年三月三の法(賃金規定の適用の項を参考)	婦人労働者のみに適用する種々の共同決定(賃金規定の適用の項を参考)	「賃金規定の適用の項(参考)」		○一定の特に女性の職業に關するは「ドイツの地方の婦人労働者共同決定」共同決定に「三六・五」に労働時間「五三・五」に「クソニヤ及びバウヤ」に於ける労働時間規定に於ける共同決定に「三六・五」に労働時間「一〇・〇」に労働時間	○本規定に定められた「賃金規定と規定し得る事項」の項に於て「A」に規定した規定に於ける人への適用のもの (1) 二つの異なる規定のあるところのもの 例えは「五・五」に労働時間「三六・五」に労働時間「五三・五」に労働時間「一〇・〇」に労働時間「一五・五」に労働時間「二〇・〇」に労働時間「二五・五」に労働時間「三〇・〇」に労働時間「三五・五」に労働時間「四〇・〇」に労働時間「四五・五」に労働時間「五〇・〇」に労働時間「五五・五」に労働時間「六〇・〇」に労働時間「六五・五」に労働時間「七〇・〇」に労働時間「七五・五」に労働時間「八〇・〇」に労働時間「八五・五」に労働時間「九〇・〇」に労働時間「九五・五」に労働時間「一〇〇・〇」に労働時間	

[illegible]

× 井 少 二	① 性 生 育 び 且 高 一 等 幼 園 一 級 食 二 三 五 養 育 費 二 三 項 又 一 三 一 二 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 ② 法 令 上 在 宅 國 籍 者 基 本 向 事 業 上 属 わ れ る 者 に つ き 未 育 者 同 一 期 間 の 労 働 日 に 同 級 の 業 務 に つ い て 雇 用 の 能 率 を 考 へ る 場 合 雇 用 の 支 払 に つ き 差 額 を 受 け 得 る 規 定 を 有 する 甲 数 額 は 無 効 と する 二 三 五 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一	① 養 育 費 金 額 二 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 ② 法 令 上 在 宅 國 籍 者 基 本 向 事 業 上 属 わ れ る 者 に つ き 未 育 者 同 一 期 間 の 労 働 日 に 同 級 の 業 務 に つ い て 雇 用 の 能 率 を 考 へ る 場 合 雇 用 の 支 払 に つ き 差 額 を 受 け 得 る 規 定 を 有 する 甲 数 額 は 無 効 と する 二 三 五 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一		「所 在 の 業 務 の 雇 用 日 用 する 養 育 費 金 額」の 規 定 參 照			A 養 育 費 金 額 二 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 ② 法 令 上 在 宅 國 籍 者 基 本 向 事 業 上 属 わ れ る 者 に つ き 未 育 者 同 一 期 間 の 労 働 日 に 同 級 の 業 務 に つ い て 雇 用 の 能 率 を 考 へ る 場 合 雇 用 の 支 払 に つ き 差 額 を 受 け 得 る 規 定 を 有 する 甲 数 額 は 無 効 と する 二 三 五 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一	
× 井 少 二		① 二 三 五 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一		① 幼 幼 未 育 人 費 金 額 二 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一			A 養 育 費 金 額 二 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 養 育 費 金 額 一 三 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一 ② 法 令 上 在 宅 國 籍 者 基 本 向 事 業 上 属 わ れ る 者 に つ き 未 育 者 同 一 期 間 の 労 働 日 に 同 級 の 業 務 に つ い て 雇 用 の 能 率 を 考 へ る 場 合 雇 用 の 支 払 に つ き 差 額 を 受 け 得 る 規 定 を 有 する 甲 数 額 は 無 効 と する 二 三 五 一 六 一 六 項 幼 幼 未 育 人 費 一	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

